

ばら通信

2007.5.25発行

〒010-1638 秋田市新屋表町8-5

☎018-828-7750 Fax018-828-8185

社会福祉法人グリーンローズ

「ことば」の教室
オリブ園

NEWS

新学期が始まりました。



※裏面もあります。

新しい年度にあたって

春の装いの中で、寒さがそこに残っているこの頃です。新学期が始まりましたが、制度の改革の半ばなので、まだまだ保護者の方々にお手数をおかけしています。平成19年4月より、秋田県による「すこやか療育支援事業」により、所得制限はあるものの保護者負担金と給食費の半額を補助されることになりました。そのため、所得等の調査を県のほうで行い、書類の提出等いろいろお手数をおかけ致しました。煩雑ではありますが、県としても育てやすい環境を整えたいという前向きに意向だと考えて頂けたらと思っています。出来るだけ簡略化出来る方向をめざして頂けるよう今後ともお願いしていくつもりであります。

社会福祉法人グリーンローズのオリブ園と「ことば」の教室は、新学期を迎えるにあたり、改めて方針を簡単にお知らせしたいと思います。

ここでは、子どもたちの「ことば」に関わる様々な問題に取り組んでいます。より早い段階で保護者の方々と一緒に、子どもの「ことば」への対応を考え、「ことば」の成長を促す環境を整えることをめざしています。乳幼児期の子どもの成長の鍵は「遊び」です。「遊び」のなかにあらゆる要素が入っているからです。遊べる環境、遊べる働きかけ、遊べる材料などを生活の中で模索していきたいと考えています。「ことば」の基礎はこの「遊び」の中にあるといって過言ではありません。

そのためには、もう一つの大きな柱が必要です。それが、子どもを「理解」することです。子どもの世界、行動、思いを「理解」しようとする事です。それは確実にコミュニケーションにつながります。この課題は、「ことば」の問題を抱える子どもだけでなくすべての子どもにあてはまることだと思っています。

グリーンローズには、グリーンローズ保育園もあり、学校法人立のルーテル愛児幼稚園が同一敷地内にあります。これは偶然ではなく、創立者である片桐格先生が意図的に作ったものです。すなわち全ての子どもたちが共に過ごし、共に育ってもらいたいという願いから出来たものです。こうした場所、施設は日本においては希有な存在です。この願いが、保育の場にとどまらず、学校、社会にあたりまえのように根づくことが、私たちグリーンローズの願いです。

オリブ園施設長 後藤 進

国連の動きについて

国連の動きなどという遠いことのように考えられるかもしれませんが、実はかなり身近なことだということを話してみたいと思います。子どもの権利条約が1989年に採択されたのに、日本が批准したのは1994年で、世界で158番目でした。この条約は世界で初めて「障害による差別の禁止」が明文化された条約です。

なぜ、日本はこのように批准を遅らせたのでしょうか。それは、この条約に批准することで国内法を変えなければならなかったからです。日本の教育は分離教育が前提とされています。分離＝差別というのが、国際的な認識となっている現状では、学校教育法の分離の前提をくつがえすことが必要となってきます。その後、勧告を受けながらようやく、「特別支援教育」という形で、国際向けに国内法を合わせようとしているのです。内容はどうでしょうか。従来とほとんど変わらず、分離を前提に、「特別支援」ということばだけがかわるだけのように思われます。こうした中で、通常学級内の「特別支援の必要な子ども」などと（もちろんこのことも必要なのは確かですが）言い始め、分離の前提を変えないことを隠そうとしているのではと、勘ぐりたくなるような状況です。

2006年12月、新たに国連で「障害者の権利条約」が採択され、3月に82カ国が署名しました。しかし、日本は署名しておらず、批准はいつのことかと言われています。これは、先の「子どもの権利条約」よりなお具体的に教育の内容に踏み込んでいるからです。すなわち、分離教育を具体的に否定し、通常学級での個別支援といかたちまで踏み込んでいるからです。このように、国連の動きは、すぐ近くに及んでいるのです。しかし、日本政府は国民にそのことを知らせようとはしません。

私たちの目の前の学校や子どもたちが、どのように処遇されているのか、それは、子どもたちの権利にしっかりとついているのか、常に考えなくてはなりません。そして、もし子どもが差別されていると感じたならば声を出していかなければなりません。そのことが、日本の状況を変えていく近道なのです。（後藤）

これまでと同様、子どもさんとご家族の立場にたった支援を続けていきたいと思っておりますので、
よろしくごお願い致します。

E-mail olive@kodomo-sekai.com
ホームページ http://www.kodomo-sekai.com

何かありましたら誰にでも連絡・相談



障害のある人の権利の条約

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、締約国は、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことに向けられたものを確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させること。

(c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 この権利を実現するため、締約国は、次のことを確保する。

(a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、並びに障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害のある人が、自己の住む地域社会において、他の者との平等を基礎として、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。

(c) 個人の必要に応じて合理的配慮が行われること。

(d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度内で受けること。

(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置が提供されること。

3 締約国は、障害のある人が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替的筆記文字、拡大・代替コミュニケーションの様式、手段及び形態、並びに歩行技能の習得を容易にすること、並びにピア・サポート及びピア・メンタリングを容易にすること。

(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。

(c) 盲、ろう又は盲ろうの人(特に子ども)の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの様式及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。

4 この権利の実現を確保することを助長するため、締約国は、手話又は点字についての適格性を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。その訓練には、障害への認識、適切な拡大・代替コミュニケーションの様式、手段及び形態の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。

5 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する。

2007年3月30日時点 締結国

アルジェリア民主人民共和国 # アンティグア・バーブーダ # アルゼンチン共和国 # アルメニア共和国 # オーストラリア連邦
オーストリア共和国 # ベルギー王国 # ブラジル連邦共和国 # カナダ # カーボヴェルデ共和国 # チリ共和国 # 中華人民共和国
コンゴ民主共和国 # コスタリカ共和国 # クロアチア共和国 # キプロス共和国 # チェコ共和国 # デンマーク王国
ドミニカ共和国 # エクアドル共和国 # エルサルバドル共和国 # エチオピア連邦民主共和国 # フィンランド共和国 # フランス共和国
ガボン共和国 # ドイツ連邦共和国 # ガーナ共和国 # ギリシャ共和国 # グアテマラ共和国 # ホンジュラス共和国
アイスランド共和国 # インドネシア共和国 # アイルランド # イスラエル国 # イタリア共和国 # ジャマイカ 批准も(条約のみ)
ヨルダン・ハシェミット王国 # ケニア共和国 # リベリア共和国 # リトアニア共和国 # ルクセンブルク大公国 # マルタ共和国
メキシコ合衆国 # モルドバ共和国 # モロッコ王国 # オランダ王国 # ニュージーランド # ニカラグア共和国 # ニジェール共和国
ナイジェリア連邦共和国 # ノルウェー王国 # パナマ共和国 # パラグアイ共和国 # ポルトガル共和国 # 大韓民国
サンマリノ共和国 # セーシェル共和国 # シエラレオネ共和国 # スロベニア共和国 # 南アフリカ共和国 # スペイン
スリランカ民主社会主義共和国 # スーダン共和国 # スウェーデン王国 # シリア・アラブ共和国 # タイ王国
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 # トルコ共和国 # ウガンダ共和国 # グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国
タンザニア連合共和国 # イエメン共和国 # 欧州共同体

日本、アメリカ合衆国は入っていません。 早期の批准を!



何かありましたら誰にでも連絡・相談

E-mail olive@kodomo-sekai.com
ホームページ <http://www.kodomo-sekai.com>